

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象事業費	対象	補助率		補助上限額	
			一般農業者	認定農業者 ・ 認定新規就農者	一般農業者	認定農業者 ・ 認定新規就農者
1 営農支援事業	(1)肥料等の購入に要する費用	有機・化成肥料、堆肥、土壌改良剤等の購入	1/3 以内	2/3 以内	100,000 円	450,000 円
	(2)生産資材の購入に要する費用	農具（スコップ、鍬、剪定鋏、鎌等）、被覆資材（ハウスの外張り・内張り資材、マルチシート、不織布等）、支柱、灌漑用品（灌漑用ホース、スプリンクラー等）等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)農業廃棄物の処分に要する費用	農業廃棄物（作物残渣、資材、農薬等）の処分 ※処分に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
2 病害虫・有害鳥獣防除支援事業	薬剤・資材等の購入に要する費用	薬剤（殺虫剤、殺菌剤、忌避剤等）・資材（柵、防虫ネット等）等の購入 ※薬剤については除草剤を除く ※薬剤の散布等に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
3 出荷・販売支援事業	(1)あまやさいの出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されている結束帯、防曇袋、トレイ、段ボール等の購入	2/3 以内	3/4 以内		
	(2)出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されていない結束帯、防曇袋、トレイ、段ボール、出荷用コンテナ等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)野菜販売機の導入に要する費用	野菜販売機の購入・設置 ※設置に係る費用（人件費、出張費等）	1/3 以内	2/3 以内		

		を含む				
4 省力化・生産性向上支援事業	(1)園芸用施設の導入・修繕に要する費用	園芸用施設（ビニールハウス、ガラス室、果樹棚等）及びその付帯設備（換気扇、カーテン等）の設置・修繕 ※設置・修繕に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内		
	(2)農業機械・灌漑施設の導入・修繕に要する費用	農業機械（トラクター、選別・計量機、包装機等）、灌漑施設（井戸、ポンプ等）の導入・修繕・メンテナンス・レンタル ※導入・修繕等に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内		
5 ブランド化推進支援事業	農作物のブランド力・認知度向上に資する資材の購入に要する費用	認定農業者等が生産する農作物のブランド名・商品名を表記した梱包資材（段ボール、袋等）農作物のPRを目的としたグッズ（チラシ、掲示物等）の製作 ※単なる品種名を表記した資材は除く	1/3 以内	2/3 以内		
6 有機 JAS 認証の取得支援事業	有機 JAS 認証の取得の申請に要した費用	新たな有機 JAS 認証の取得にあたって必要な費用 ※必須となっている講習会等の受講料、申請料、実地検査等に関するもの	1/3 以内	2/3 以内		
7 農業体験・学習支援事業	農業体験・学習の実施に要する費用	市民を対象とした農業体験会（田植え、芋掘り等）、学習講座（市内の農業、営農、野菜等について学ぶ講座）の実施 ※定員を10名以上としているものに限る	5,000 円以内/回	10,000 円以内/回		
8 あまやさい運搬支援事業	あまやさい地産地消推進店へのあまやさいの運搬	あまやさい地産地消推進店への尼崎市内産野菜（あまやさい）の運搬	1,250 円以内/回	1,250 円以内/回	50,000 円	100,000 円

	に要する費用	※自らまたは宅配業者による運搬に限る ※店内で運搬された尼崎市内産野菜（あまやさい）を使って調理しているあまやさい地産地消推進店への運搬に限る				
--	--------	--	--	--	--	--

備考

- 1 補助上限額の欄に示す金額は1世帯（法人の場合は1法人）あたりの金額を示す。
- 2 認定農業者は尼崎市農業経営改善計画要綱に基づき認定を受けている者、認定新規就農者は尼崎市青年等就農計画認定要綱に基づき認定を受けている者とする。